

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター



占出山町だより

2010年3月号

3月は、寒暖の差が激しく、体調を崩す方も多いです。

久しぶりに、お医者様へ行ったという方、いらっしゃいませんか？

今回は、健康保険の被扶養者のお話です。



3月号目次

☆ 健康保険の被扶養者のお話

☆ 健康保険料・介護保険料の料率が上がります



☆ 健康保険の被扶養者のお話

被扶養者となる人には、配偶者、両親、そして兄弟姉妹等など。

今回は、その「兄弟姉妹」のお話です。

殆どの法律では、「兄弟姉妹」の関係は平等の扱いをされます。

未支給の年金がある場合、厚生年金、国民年金、労災保険、どの公的保険でも、順位は最下位ですが、同じ権利を持つグループとして認められています。

●健康保険法はちょっと違う

健康保険法では、「兄姉」と「弟妹」で扱いが異なります。健康保険法では、「被扶養者」の定義を以下のように定めています。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持する者。
2. 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する者。

他に、事実婚の配偶者等詳細がありますが、つまり同居・別居を問わず被保険者の収入による生計維持関係があれば被扶養者となれるのは、配偶者（事実婚含む）、直系尊属の父母、祖父母、弟妹です。兄、姉は、生計維持関係だけでは被扶養者とは認められない三親等内の、同一世帯の要件も必要となります。

●弟妹が、同一世帯の要件を外された経緯

平成 11 年 1 月の総務省行政監察局長から厚生省保険局長あての、「遠隔地被保険者証」の交付に係る被扶養者の要件緩和（あっせん）の総監第 12 号～施設入居をしている兄についての被扶養者認定について都道府県により異なる取り扱いなされたことについて公平性を欠くものであるとして厚生労働省に検討を求める文書～の中で、健康保険法では、従来、被扶養者となるには弟妹も兄姉と同様に同居及び生計維持の要件が必要であったが、弟妹が勉学のために別居することになれば、要件に該当しなくなり、被扶養者となれないという不合理があったため、その改善が要望され、昭和 48 年に法改正が行われ、弟妹の同一世帯要件が外されたという経緯があると述べられています。

●西尾はこう思います

今、「家族」は様々な変容をしています。両親は離婚、兄弟姉妹、すべて独身、という「家族」もあります。お互い独身で離れて暮らす、兄、姉、弟、妹、も多いです。

行政では、離れて暮らす家族がお互い支えあう場合も想定するべきではないでしょうか？

☆健康保険料・介護保険料の料率が上がります

今年 3 月からの健康保険・介護保険料率が各都道府県ごとに発表になりました。全ての都道府県でアップしています。

一番高いのは北海道で、一番安いのは長野県です。率より具体的な額で比較しますと、標準報酬月額が 30 万円の場合、40 歳未満で介護保険料の支払いが必要ない人で北海道では本人負担額は、14130 円に対し、長野県では 13890 円で月額 240 円の差、介護保険料が必要な場合は、北海道では 16380 円、長野県では 16140 円。

私の住んでいる京都では、13995 円、介護保険料を加算すると 16245 円となります。

この新しい保険料率が適用されるのは 3 月からとなります。（4 月末徴収分）

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町 308

ヤマチュウビル 2 階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩 2 分

